(授業科目及び単位)

第1条 外国語学部第2部(以下「第2部」という)英米学科の学科専攻語学、兼修語学、学科基礎科目、全学共通科目、コース科目、研究指導及び自由選択単位については別表(Ⅱ-1)及び別表(Ⅱ-2)で、教育職員養成課程、日本語学課程、司書課程及び学校図書館司書教諭課程に関する科目については別表(Ⅱ-3)で定める。テーマ研究プログラムに関する科目については、別表(Ⅱ-7)で定める。

(履修登録)

- 第2条 毎学年度に履修する授業科目は、その年度の初めにおいて指定された期日までに履修手続きを行うものとする。
- 2 学科専攻語学,研究指導以外の科目について,履修登録している授業を,指定された 期間に登録を削除することができる。
- 3 履修する後期開講の授業科目は、毎学年度後期の指定された期日までに変更することができる。
- 4 毎学年度に履修登録できる単位数については別途規程で定める。 (履修中止)
- 第2条の2 授業開始後,所定の期間に限り登録科目の履修中止手続きをすることができる。ただし履修中止科目は,次のとおりとする。
 - (1) 学科専攻語学又は研究指導以外の科目について,指定された期間に登録を削除することができる。
 - (2) 兼修語学などの通年科目は,前期の履修中止期間のみ登録を削除することができる。
- 2 履修中止した科目は、別で定めるGPA制度の対象科目に含まないものとする。
- 3 履修中止した科目は、次学期以降(通年科目は翌年度以降)に再度履修登録する ことができる。

(必修科目及び選択科目)

第3条 第2部英米学科では、学科専攻語学、研究指導及び初年次研修を必修科目とし、兼修語学、学科基礎科目、初年次研修以外の全学共通科目、コース科目及び卒業論文を選択科目とする。

(単位の認定)

第4条 第2部英米学科の単位は、必修科目である学科専攻語学、研究指導及び第2 条の規定により履修手続きを行った授業科目のうち所定の試験に合格したもの及び 審査に合格した卒業論文に与える。 (成績評価)

- 第5条 授業科目の評点は100点をもって満点とし、60点以上を合格点として単位を与 える。
- 2 合格した科目の評価は、80点~100点を評価5とし、70点~79点を評価4とし、6 0点~69点を評価3とする。

(成績通算制度)

- 第5条の2 学科専攻語学,兼修語学及び研究指導などの通年科目について,後期から休学又は神戸市外国語大学学生海外留学派遣規程第2条に規定する留学をするときは,休学学期又は留学学期に連続する直前の前期と,休学学期又は留学学期との連続性に関わらず,復学学期以後又は留学学期後の直近の後期の成績を合算して成績評価をし,単位を与えることができる。ただし,この場合において,原則として成績を合算する前期と後期の間隔は最長2年とする。
- 2 復学学期以後又は留学学期後に前期から履修する通年科目の後期の成績は,第 1 項の成績の合算の対象とすることができない。

(単位計算の特例)

- 第6条 神戸市外国語大学学則(以下「学則」という。)第32条第1項第2号に該当する授業科目の単位の計算は、次のとおりとする。
 - (1) 専攻語学及び兼修語学は、毎週2時間15週の授業をもって1単位とする。ただし、学科専攻語学のⅢ及びⅣ階程の科目は、毎週2時間15週の授業をもって2単位とする。
 - (2) 教育実習(事前及び事後の指導を除く),スポーツ方法1及びスポーツ方法2は,毎週2時間15週の授業をもって1単位とする。
- 2 臨時に増設する授業科目については、単位及び単位算定の方法をそのつど定め、 取得した単位は卒業必要単位に算入することができる。

(コースの選択)

- 第7条 第2部英米学科では、英語学・英語研究コース、英語圏文化文学コース又は 法経商コースのいずれかを選択するものとする。
- 2 前項のコースの選択は、学科専攻語学のⅢ階程に進級した年度の初めに届け出なければならない。

(履修科目)

第8条 第2部英米学科では、別表(II-1)及び別表(II-2)に示す授業科目を履修しなければならない。

(学部で履修できる科目)

第9条 別表(Ⅱ-4)に示す学部の授業科目を36単位を超えない範囲で第2部の授業 科目として履修することができる。ただし、同一科目を学部・第2部両方で重複し て履修することはできない。

(学科専攻語学)

- 第10条 学科専攻語学の履修方法及び単位の付与については、次項以下で定める。
- 2 I, Ⅱ, Ⅲ及びⅣの階程を順次履修し, Ⅰ及びⅡの階程ではそれぞれ10単位, Ⅲ の階程では12単位, Ⅳの階程では8単位を履修するものとする。
- 3 Iの階程は半期科目に1単位,通年科目に2単位を与え,Ⅲの階程では通年単位に 2単位を与え,Ⅲ及びⅣの階程は半期科目に2単位,通年科目4単位を与える。
- 4 I 階程の科目のうち6単位を取得すればⅡ階程に進むことができる。
- 5 I 階程の全科目の単位を取得した上で、II 階程の科目のうち6単位を取得すれば III 階程に進むことができる。
- 6 Ⅱ階程の全科目の単位を取得した上で、Ⅲ階程の科目のうち8単位を取得すれば IV階程に進むことができる。
- 7 Ⅰ, Ⅲ, Ⅲ及びⅣの階程で単位を取得できなかった科目があるときは、その科目を次年度に再び履修して単位を取得しなければならない。Ⅱ階程に進級できなかった者は、単位を取得できなかったⅠ階程の科目に加えてⅢ階程の科目を、また、Ⅳ階程に進級できなかった者は、単位を取得できなかったⅢ階程の科目に加えてⅣ階程の科目を、それぞれ履修することができる。ただし、各年度において取得できる単位の合計は、Ⅰ及びⅢ階程においては10単位、Ⅲ及びⅣ階程においては12単位を超えることができない。

(兼修語学)

- 第11条 兼修語学は履修年次により、 I 及び I の階程に分け順次履修するものとし、 I 階程を取得した後でなければ I 階程に進むことができない。
- 2 兼修語学の単位は、 I 階程については一括して 4 単位を与え、 II 階程は科目ごと に 2 単位を与える。

(出席要件)

- 第12条 学科専攻語学,兼修語学及び,スポーツ方法1及びスポーツ方法2については,科目ごとにその全授業時数の2分の1以上出席しなければ単位を与えない。 (研究指導)
- 第13条 研究指導は学科専攻語学のⅢ階程に進級した年度から履修するものとする。
- 2 研究指導は、選択したコースの中から選択しなければならない。
- 3 研究指導は、同一担当者について2年間履修するものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、担当者の承認を得て変更することができる。
- 4 研究指導は、同一年度に複数の担当者について履修することはできない。
- 5 研究指導は、通算して8単位まで卒業単位に算入する。
- 6 研究指導の単位を取得できなかったときは、次年度において、さらに履修しなければならない。

(卒業論文)

- 第14条 研究指導を履修登録している者又は単位取得済みの者は、卒業論文を提出する ことができる。
- 2 削除
- 3 卒業論文を提出しない者は、選択したコースの専攻科目の中からこれに代えて8 単位分の科目を取得しなければならない。
- 4 卒業論文は、所定の期日までに提出しなければならない。
- 5 卒業論文の審査は、原則として2人の審査員によって行う。そのうち1人は研究 指導担当者がこれに当たるものとする。

(自由選択単位)

- 第15条 以下の場合に取得した単位は、自由選択単位として卒業必要単位に16単位まで算入することができる。
 - (1) 学生が属する学科の必修科目及び選択科目以外の科目を履修した場合
 - (2) 学生が属する学科の必修科目及び選択科目を既定の単位数を超えて履修した場合

(複数回単位認定科目)

第16条 別表 (Ⅱ-5) に掲げる授業科目が異なる学期に開講されたときは、同一科目を履修しても、それぞれの科目を異なる授業科目として所定の単位を与え、卒業必要単位に算入することができる。また、同一の学期に開講された場合でも、担当者が異なるときは、それぞれの科目を異なる授業科目として所定の単位を与え、卒業必要単位に算入することができる。

(他大学等との単位互換科目)

第17条 学則第36条第1項及び第2項の規定に基づき取得した単位は、自由選択単位 として卒業必要単位に算入することができる。

(編入学者及び転部者等の単位認定)

第18条 大学又は短期大学の卒業者又は中途退学者で新1年次に入学した学生,編入 学及び転部者が既に取得した科目の単位の認定に関しては別に定める。

(復学者の単位認定)

第19条 休学した者が当該年度に復学したときは、出席時数を考慮して単位を与えることができる。ただし、留学等のときは、別に定める神戸市外国語大学学生海外留学派遣規程による。

(科目名称等の変更)

第20条 この規程の改正により授業科目の名称及び内容を変更したときは、その授業 科目の履修及び単位の認定については、その都度定める。

附則

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、2008年4月1日から施行する。
- 2 2007年度以前に入学した学生については、従前の例による。
- 3 第14条第3項の規定は,2007年度に入学した者に適用する。 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は,2009年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 2008年度以前に入学した者については、従前の例による。 附 則
 - この規程は,2010年4月1日から施行する。 附 則
 - この規程は,2011年4月1日から施行する。 附 則
- 1 この規程は,2013年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 2012年度以前に入学した者については、従前の例による。 附 則
 - この規程は,2014年4月1日から施行する。 附 則
 - この規程は,2015年4月1日から施行する。 附 則
 - この規程は,2016年4月1日から施行する。 附 則
 - この規程は,2017年4月1日から施行する。 附 則
 - この規程は,2018年4月1日から施行する。 附 則
 - この規程は,2019年4月1日から施行する。 附 則
 - この規程は、2020年7月1日から施行する。 附 則
- 1 この規程は、2021年4月1日から施行する。 (経過措置)

2 2020年度以前に入学した者については、従前の例による。 附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。